

給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

阿賀野市長 様 提出年月日 令和 年 月 日	(特別徴収義務者 給与支払者)	所在地	〒										特別徴収義務者 指定番号		
		フリガナ											宛名番号		
		氏名又は名称											担当者 連絡先	課・係 氏名	
		法人番号													

給与所得者	フリガナ											(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動日	異動の事由 1. 退職 2. 転勤 3. 休職・欠勤 4. 死亡 5. 支払不 6. 合併・解散 7. その他 (事由)	異動後の未徴収税額 の徴収方法 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
	氏名												月 年				
	生年月日	昭和・平成	年	月	日								月 年				
	個人番号												月 年				
	1月1日現在の住所												月 年				
異動後の住所												日					

1. 特別徴収継続の場合												新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を			
新しい勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指定番号	新規										法人番号			月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。
	所在地	〒										担当者 連絡先	課・係 氏名		
	フリガナ											電話			
	氏名又は名称											納入書 の要否	右から 番号を 記入	1. 必要 2. 不要	

2. 一括徴収の場合												左記の一括徴収した税額は、		
理由	<input type="checkbox"/> 右から 番号を 記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため										徴収予定日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
		月 日	円											

3. 普通徴収の場合												※市 記入 欄	L	G
理由	<input type="checkbox"/> 右から 番号を 記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職のため												

普通徴収(残りの税額を個人が納める場合)

(記載例) 従業員が8月に退職するため、8月まで特別徴収し、残りの税額を普通徴収に切り替える場合

退職等に伴い、特別徴収ができない残りの税額を個人で納付する方法(普通徴収)に切り替えます。P11「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」に必要事項を記入のうえ、市に提出してください。
後日従業員宛てに「市民税・県民税税額決定兼変更通知書(納税通知書)」が送付されますので、今後は個人で納付するよう、退職時に説明してください。

給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

阿賀野市長 様		(特別徴収義務者 給与支払者)	所在地 〒 0 1 2 - 3 4 5 6 〇〇県××市△△町2-3		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度	
フリガナ カブシキガイシャ マルバツショウジ			特別徴収義務者 指定番号 宛名番号		1 2 3 4 5 6 7 8 9 8 7 6 5 4 3 2	
氏名又は名称 株式会社 ○×商事 代表取締役 阿賀野 太郎			担当者 連絡先		課・係名 総務課 人事係 阿賀野 花子	
法人番号 			電話 0 2 5 0 (6 2) 0 0 0 0			
提出年月日 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日						
給与所得者	フリガナ アガノ イチロウ	氏名 阿賀野 一郎		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)
	生年月日	昭和・平成 50 年 1 月 1 日		140,000	6 月から 9 月から	R 5 年
	個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		35,600	8 月まで 5 月まで	8 月
	1月1日現在の住所	阿賀野市〇〇町〇番〇号		104,400	3 1 日	
	異動後の住所	〇〇県××市△△町2-1				
異動の事由 1. 退職 2. 転職 3. 死亡 4. 支払 5. 合併 6. 合 7. その他 右から番号を記入 (事由)						
異動後の未徴収税額の徴収方法 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収(本人納付)						

1. 特別徴収継続の場合 (新しい勤務先)	特別徴収義務者 指定番号	新規	法人番号	新しい勤務先へは、月割額 円を 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。
	所在地			
	フリガナ 氏名又は名称			
<p>給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定(変更)通知書を確認し、記入してください。</p> <p>(ア)特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分) (イ)徴収済額 35,600円(6月から8月分) (ウ)未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分)</p> <p>↑ 普通徴収税額</p>				
<p>2. 一括徴収の場合</p> <p>理由 <input type="checkbox"/> 右から番号を記入 1. 必要 2. 不要</p>				
<p>3. 普通徴収の場合</p> <p>理由 <input checked="" type="checkbox"/> 右から番号を記入 1. 異動が令和 5 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 5 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職のため</p>				

異動届出書を受理した後、市から送付するもの

【事業所宛て】
○給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の変更通知書(特別徴収義務者用)

○納入書
※異動届出書の提出時期により、納期限までに訂正した納入書が届かない場合があります。その場合は、お手元の納入書の金額を訂正して使用してください。訂正方法はP6を参照してください。

【個人宛て】
※未徴収税額がある場合のみ
○市民税・県民税税額決定兼変更通知書(納税義務者用)

一括徴収 (残りの税額を退職時の給与等からまとめて特別徴収する場合)

(記載例) 従業員が8月に退職するため、8月まで特別徴収し、残りの税額を9月分でまとめて特別徴収(一括徴収)する場合

退職等に伴い、特別徴収ができない残りの税額について、退職時の給与等からまとめて特別徴収(一括徴収)したいと申し出があった場合、P11「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」に必要事項を記入のうえ、市に提出してください。

従業員が1月1日から4月30日までに退職等した場合は、残りの税額を退職時の給与等から一括徴収し、納入してください。

給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

阿賀野市長 様		(特別徴収義務者) 給与支払者	〒 012-3456	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度					
所在地			〇〇県××市△△町2-3		特別徴収義務者 指定番号	1 2 3 4 5 6 7 8			
フリガナ			カブシキガイシャ マルバツショウジ		宛名番号	9 8 7 6 5 4 3 2			
氏名又は名称			株式会社 ○×商事 代表取締役 阿賀野 太郎		担当者 連絡先	課・係 氏名	総務課 人事係 阿賀野 花子		
提出年月日		令和 ○年 ○月 ○日		電話		0250 (62) 0000			
法人番号									
給 与 所 得 者	フリガナ	アガノ イチロウ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動 年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額 の徴収方法
	氏名	阿賀野 一郎		140,000	35,600	104,400	R5年 8月	1. 退職・欠勤 2. 転職 3. 死 4. 支払不定期 5. 合併・解散 6. その他 7. その他 (事由)	2. 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 普通徴収 (本人納付)
	生年月日	昭和・平成 50年 1月 1日			6月 から 8月 まで	9月 から 5月 まで	31日		
	個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2							
	1月1日現在の住所	阿賀野市〇〇町〇番〇号							
異動後の住所	〇〇県××市△△町2-1								

(ア)特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分)
 (イ)徴収済額 35,600円(6月から8月分)
 (ウ)未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分)
 ↑
 一括徴収予定額(納入額と同額)

一括徴収の番号「2」と記入し、下の口の中に入括徴収した税額をまとめて納入する月を記入してください。

2. 一括徴収の場合		左記の一括徴収した税額は、	
理由	1. 異動が令和 5年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)
		9月20日	104,400円
			9月分(翌月10日納入期限分)で納入します。

3. 普通徴収の場合		※市記入欄	
理由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職のため	L	G

異動届出書を受理した後、市から送付するもの

【事業所宛て】

○給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の変更通知書(特別徴収義務者用)

○納入書
 ※まとめて特別徴収(一括徴収)した税額は、他の在職者の月割額と合計して納入してください。

※異動届出書の提出時期により、納期限までに訂正した納入書が届かない場合があります。その場合は、お手元の納入書の金額を訂正して使用してください。訂正方法はP6を参照してください。

【個人宛て】

一括徴収で納入となるため、個人宛ての通知等の送付はありません。

転勤等 (転勤先で引き続き特別徴収する場合)

(記載例) 従業員が8月末に関連会社へ転勤し、9月から転勤先で特別徴収する場合

転勤等に伴い、給与支払者(特別徴収義務者)が変更になる(転勤先で特別徴収が継続される)場合、転勤前の事業所は、「P11「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」」に必要事項を記入のうえ、転勤先の事業所に送付してください。

転勤先の事業所は、中段「1.特別徴収継続の場合」の必要事項及び給与所得者の個人番号を追加記入のうえ、市に提出してください。

異動届出書を受理した後、市から送付するもの

【事業所宛て】

- 給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の変更通知書(特別徴収義務者用)
- 給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の変更通知書(納税義務者用)
※転勤先事業所のみ
- 納入書
※異動届出書の提出時期により、納期限までに訂正した納入書が届かない場合があります。その場合は、お手元の納入書の金額を訂正して使用してください。訂正方法はP6を参照してください。

給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

○異動があった場合は、すみやかに提出してください。

012-3456										1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度					
〇〇県××市△△町2-3										特別徴収義務者 指定番号		12345678			
ブシキガイシャ マルバツショウジ										宛番号		98765432			
株式会社 ○×商事 代表取締役 阿賀野 太郎										担当者 連絡先		課・係 氏名		総務課 人事係 阿賀野 花子	
										電話		0250 (62) 0000			
給与所得者	フリガナ	アガノ イチロウ								(ア)	(イ)	(ウ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額 の徴収方法
	氏名	阿賀野 一郎								特別徴収税額 (年税額)	徴収済額	未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額 の徴収方法
	生年月日	昭和・平成 50年 1月 1日								6月	9月	R5年	2	1. 特別徴収継続	
	個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2								140,000	8月	5月	8月	右から 番号を 記入	1. 一括徴収
	1月1日現在の住所	阿賀野市〇〇町〇番〇号								35,600	104,400	31日	1. 普通徴収 (本人納付)		
異動後の住所	〇〇県××市△△町2-1								円	円	円	(事由)			

1. 特別徴収継続の場合										新しい勤務先へは、月割額 11,600円を				
(新しい勤務先)	特別徴収義務者 指定番号	2345678 新規								法人番号	3333333333333333			
	所在地	〇〇県××市△△町2-3								担当者 連絡先	課・係 氏名		庶務課 給与担当 新潟 次郎	
	フリガナ 氏名又は名称	マルバツフドンサン カブシキガイシャ ○×不動産 株式会社 代表取締役 新潟 一郎								電話	025 (222) 000			
理由	右から番号を記入 1. 異動が令和 2. 異動が令和								徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。				
									納入書の 要否	1. 必要 2. 不要				

転勤先の事業所は、「1.特別徴収継続の場合」に必要事項及び給与所得者の個人番号を記入のうえ、市に提出してください。

2. 一括徴収の場合										左記の一括徴収した税額は、		
理由	右から番号を記入 1. 異動が令和 2. 異動が令和								徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。		

3. 普通徴収の場合										※市記入欄		
理由	右から番号を記入 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職のため								L	G		